

令和3年度
(2021年度)

財政援助団体等監査結果報告

高崎市監査委員



第209-1号
令和3年11月1日

高崎市長 富岡 賢治 様
高崎市議会議員 白石 隆夫 様

高崎市監査委員 小 泉 貴代子
同 折 田 慶 太
同 大 竹 隆 一
同 柄 沢 高 男

監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年度財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体監査及び公の施設に係る指定管理者監査

第2 監査の期間

令和3年8月2日から9月15日

第3 監査の対象

1 財政援助団体は、令和2年度において財政的援助を与えた団体等の中から、次の団体を任意抽出した。

- (1) 倉賀野町上第一町内会
- (2) 独立行政法人日本貿易振興機構 群馬貿易情報センター
- (3) 高崎卸商社街協同組合
- (4) 金井繁正（金井いちご園）
- (5) 十文字ヴィレッジ株式会社
- (6) 高崎HANABIコンクール実行委員会
- (7) 榛名湖イルミネーション実行委員会

2 公の施設に係る指定管理者は、本市が公の施設について管理を指定している法人等の中から、1団体を任意抽出した。

- (1) 一般財団法人倉渕ふるさと公社

第4 監査の方法

1 財政援助団体監査は、令和2年度に交付された補助金の執行が適正に行われたかを確認するため、あらかじめ提出された資料の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、対象団体等に出向き、関係諸帳簿の調査を行うとともに、団体職員等からの説明を求めるなど、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 事業計画書、予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (5) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限に違反するものはないか。
- (9) 財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- (10) 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

- (11) 補助金等の条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- (12) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (13) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (14) 補助対象事業等により取得した構築物及び備品は所在地に出向いて確認しているか。
また、現金、未払金等の支出については、減少記録、支出伝票、領収書等で確認しているか。

2 公の施設に係る指定管理者監査は、令和2年度において、施設管理業務等が関係法令、協定書等に沿って適正に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が適正に処理されているか等を確認するため、あらかじめ提出された協定書、事業計画書、事業報告書、出納関係諸帳簿等、関係書類の調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

また、管理する施設に出向いて収支証拠書類等の調査を行うとともに、担当者からの説明を求めるなど、次の基準に基づいて実施した。

- (1) 指定管理者の指定は、議会の議決を経て、条例等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、管理する施設及び業務の内容並びに指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。また、管理の範囲を超える内容となっていないか。
- (4) 指定管理の目的及び範囲に沿った事業運営が行われているか。
- (5) 個人情報保護に関して、必要な措置を講じているか。
- (6) 施設の管理に係る出納関係帳簿及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (7) 施設の管理に係る収支会計経理は適切か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- (8) 経費節減は図られているか。
- (9) 事業報告書は適正に作成され、提出は期限内になされているか。
- (10) 指定管理者に関して、適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (11) 管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

第5 監査の結果

対象団体等について監査したところ、それぞれ補助目的、指定管理に係る関係法令、協定書等に沿っておおむね適正に処理され、運営されていることが認められたが、一部に是正、改善等を要する事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭で指導したので記述は省略する。

1 財政援助団体監査

(1) 倉賀野町上第一町内会

ア 補助金の名称

住民センター建設費補助金

イ 事業の概要

倉賀野町上第一町内会には独自の住民センターが無く、集会等は市の公民館を利用していたが、独自の住民センターの建設を望む声が年々高まり、令和元年度に確保した建設用地に新築したもの。

- ・施設名称 高崎市倉賀野町上第一町内会公民館
- ・所在地 高崎市倉賀野町字丙下小六657番地1
- ・延床面積 129.18㎡
- ・建物構造 木造かわらぶき平家建
- ・工期 令和2年9月17日から令和3年1月30日

ウ 補助目的

住民センターを町民相互の親睦及び文化向上の場、また、防災の拠点とし、町内会主導による安心安全なまちづくりを推進するため。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指今年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|----------|---------------------------------|-------------------------------|------------|----------|
| 令和2.6.26 | 令和2.7.15 高崎市指令企画調 整課第510号 | 倉賀野町上第一 町内会 区長 宮石 忠雄 | 7,000,000円 | 令和3.2.24 |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(2) 独立行政法人日本貿易振興機構 群馬貿易情報センター

ア 負担金の名称

ジェトロ群馬貿易情報センター事業負担金

イ 事業の概要

さらなる国際化を加速させるため、国際化に積極的な産業・事業者への重点支援、国際化に取り組む事業者の裾野拡大を目指し、主に以下の事業を実施している。

(1) 中堅・中小企業等の海外展開支援事業

①海外展開意欲が高く、潜在力のある市内企業に対し、的確な情報提供・コンサルティングを行うなど、個別に支援する。また、企業の個別支援を担当する新輸出大国コンシェルジュを配置し、企業のフォローアップを強化する。

②貿易実務や越境ECなどを学ぶ講座など、海外展開に必要なノウハウや情報を提供するセミナー等を開催する。

(2) 地域経済活性化支援事業

①農産品、加工食品、伝統工芸品など、特色ある地場産業企業を対象に、バイヤーとの商談会や展示会出展など、海外市場開拓活動を支援する。

(3) 海外情報普及事業

①世界各国の最新ビジネス情報を発信するセミナー、個別相談会等を開催する。

②地域ニーズに応じた海外市場のセミナー等を開催する。

ウ 負担目的

高崎市に設置されたジェトロ群馬貿易情報センターに対し、本市に提案した事業に係る経費等を負担するもの。ジェトロと連携することにより、貿易の振興を図るとともに、市内事業者の海外進出・販路開拓を支援し、高崎市内の農業を含む各産業の一層の活性化を目的とする。

エ 負担金額等

| 協定年月日 | 交付先 | 負担金額 | 交付年月日 |
|------------------------------|---|-------------|----------|
| 令和2.4.28 (変更) 令和2.6.15 | 独立行政法人日本貿易振興機構 群馬貿易情報センター 所長 柴原 友範 | 11,000,000円 | 令和2.9.14 |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、負担金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(3) 高崎卸商社街協同組合

ア 補助金の名称

省エネルギー型街路灯整備事業補助金

イ 事業の概要

平成16年のJR高崎問屋町駅開業により来街者、通勤・通学者及び住民が増加したため、街の業態が商店街へと変化している。平成21年度にはメイン道路に91基の防犯カメラ・フラッグ付街路灯を設置するなど問屋町の安全安心まちづくりを進めてきた。夜間の安全を保つ明るさを確保するため街路灯のLED化が課題となっており、それを推進するものである。また、省エネ効果により電気料金の削減を実現し、地球環境にも貢献するもの。今回は、老朽化した水銀街路灯を33基のLED街路灯に改修する事業である。

ウ 補助目的

商店街団体のLED街路灯の設置について補助することで、省エネルギー化をもって経費を削減し、市民の利便の向上と商業振興を図ること。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指令年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|---------|----------------------------------|--------------------------------|------------|----------|
| 令和2.8.6 | 令和2.8.12 高崎市指令商工振 興課第1223号 | 高崎卸商社街協同 組合 理事長 杉浦 幸男 | 9,240,000円 | 令和3.3.15 |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(4) 金井 繁正 (金井いちご園)

ア 補助金の名称

農業者新規創造活動事業補助金 (高崎市6次産業化等推進事業補助金)

イ 事業の概要

自家生産 (金井いちご園) のいちごを活用し加工したフリーズドライを製造することで、新たな商品開発に繋げ、一年を通して多くの年齢層の消費者へPRする。

- ・いちごのフリーズドライ加工をするための製造施設の建設。
- ・パッケージのデザイン開発委託。

事業規模は、約75aの土地にいちごハウスを5か所設置して、「やよいひめ」を中心に約20種類のいちごを栽培し、加工品も含め販売している。就労人数は、冬場が約20人、夏場が約12人。補助金は「加工施設の建設」と「いちごの加工機器 (凍結乾燥機・ドライチャンバー・チョコレートウォーマー) の導入」及び「ロゴ入りの密封チャック付き袋の製作」に使われた。

ウ 補助目的

農業者の所得の拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、農業者又は農業者及び商工業者の連携による6次産業化に資する取り組みを支援する。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指今年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|------------------------------|------------------------------|-------------------|--|---------|
| 令和2.4.30 (変更) 令和3.2.15 | 令和2.6.3 高崎市指令農林課 第117号 | 金井 繁正 (金井いちご園) | 備品購入費・施設建設費 10,000,000円 委託費等 1,084,715円 | 令和3.1.8 |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(5) 十文字ヴィレッジ株式会社

ア 補助金の名称

農業者新規創造活動事業補助金（高崎市6次産業化等推進事業補助金）

イ 事業の概要

十文字大根の加工を施せる加工場（漬物工房）を整備し、「十文字大根たくあん」や「十文字大根カクテキ」などのブランド商品を作り上げ、直売場・スーパーマーケット・イベント販売などで販路を広げる。

また、体験農園事業を行い、少しでも多くの人に十文字地区と十文字大根をはじめとする地元農作物を知ってもらい、地域の活性化に寄与する。

《実施事業》

- ・野菜加工場（漬物工房）の建設
- ・必要備品の購入等（プレハブ冷蔵庫設置、真空包装機、野菜洗機）
- ・ホームページ・販促関連一式（パッケージデザイン、リーフレット等）の作成委託
- ・カクテキ製造に関するコンサルティングの受講

ウ 補助目的

農業者の所得の拡大及び雇用の拡大により地域活力の向上を図るため、農業者又は農業者及び商工業者の連携による6次産業化に資する取り組みを支援する。

《6次産業化に資する取り組み》

- ・十文字地区の伝統野菜「十文字大根」を使用した加工品の製造に取り組むことで、他の地域では製造できない商品として知名度の向上が見込める。
- ・十文字大根生産組合や地元スーパーと連携を図ることにより、加工品の生産や販路が確保されているため、安定して商品を販売・PRすることが可能であり、成果が見込める。
- ・十文字大根のブランド化を図り、生産量を増加させるとともに、十文字地区の農業振興・荒廃農地の解消を行うことで、地域の取り組みを市内外の消費者へ伝えることができる。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指今年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|-------------|-----------------------------------|-------------------------------|--|------------|
| 令和 2. 4. 30 | 令和 2. 6. 3 高崎市指令農林課 第 112 号 | 十文字ヴィレッジ（株） 代表取締役 飯野 陽彦 | 備品購入費・施設建設費 10,000,000 円 委託費等 1,908,500 円 | 令和 2. 7. 3 |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(6) 高崎HANABIコンクール実行委員会

ア 補助金の名称

倉渕元気な里づくり補助金

イ 事業の概要

日本の花火業界の将来を担う若手花火師に創意工夫を凝らした打ち上げ花火の発表の場を提供し、互いに競わせ技術の向上を図る。

第2回高崎HANABIコンクール（開催日 令和3年3月20日）

ウ 補助目的

倉渕地域へ訪れる人が少ない季節に、地域の賑わい創出と交流人口を増やすことにより、地域活性化に繋げる。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指今年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|------------------|---|--|---|------------------|
| 令和3.2.10 (変更) | 令和3.2.10 高崎市指令倉渕支 所地域振興課第2 号 (変更) | 高崎HANABI コンクール実 行委員会 委員長 追川 徳信 | 7,400,000円 19,800,000円 (戻入額) △2,017,730円 | 令和3.3.5 |
| 令和3.2.19 (変更) | 令和3.2.19 高崎市指令倉渕支 所地域振興課第3 号 | | | 令和3.3.31 (戻入) |
| 令和3.3.31 | (変更) | | | 令和3.4.27 |
| 令和3.3.31 | 令和3.3.31 高崎市指令倉渕支 所地域振興課第 23号 | | | |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(7) 榛名湖イルミネーション実行委員会

ア 補助金の名称

榛名湖活性化イベント補助金

イ 事業の概要

高崎市榛名湖町（榛名湖観光案内所～ロマンス亭）を色とりどりのイルミネーションで飾り付け、冬の榛名湖畔ならではの幻想的なクリスマスを演出する。

開催期間 令和2年12月19日～27日（9日間）

ウ 補助目的

榛名湖イルミネーションフェスタは榛名湖地域を全国にPRするきっかけとなり、高崎全体の交流人口の増大、また地元地域の活性化に繋がるイベントであることから、装飾、イベント内容の充実を目指すために補助を行った。

エ 補助金額等

| 申請年月日 | 交付指令年月日 及び指令番号 | 交付先 | 補助金額 | 交付年月日 |
|-------------------|--|--|---|------------------|
| 令和2.10.27 (変更) | 令和2.11.6 高崎市指令榛名支 所産業観光課第 58号 (変更) | 榛名湖イルミネ ーション実行委 員会 委員長 戸塚 宣敏 | 3,200,000円 7,700,000円 (戻入額) △24,386円 | 令和2.11.20 |
| 令和2.12.1 (変更) | 令和2.12.1 高崎市指令榛名支 所産業観光課第 58-1号 (変更) | | | 令和3.2.12 (戻入) |
| 令和3.3.26 | 令和3.3.26 高崎市指令榛名支 所産業観光課第8 号 | | | 令和3.4.7 |
| | | | | |

オ 監査の結果

財政援助団体及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、補助金に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 一般財団法人倉淵ふるさと公社

ア 代表者氏名

理事長 関 正

イ 指定管理施設の名称

はまゆう山荘及びわらび平森林公園

ウ 指定管理の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日

エ 指定管理の範囲

- ①利用許可、その取消し、その他はまゆう山荘及びわらび平森林公園の利用に関する事
- ②利用料金の徴収、減免及び還付に関する事
- ③はまゆう山荘及びわらび平森林公園の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- ④その他はまゆう山荘及びわらび平森林公園の管理運営に必要な業務

オ 指定管理の目的

はまゆう山荘及びわらび平森林公園は、本市の観光振興や交流の拠点としての役割を担うとともに、地域と一体となって独自の文化を醸成、創造し、その活動を通して、まちづくりの拠点となるべく使命を持っている施設である。民間活力を導入することで、前述の使命を達成し、市民サービスの向上や事業の効率化等を図るため、指定管理者制度を導入している。

カ 指定管理料

60,139,000円（令和2年度）

キ 監査の結果

指定管理者及び所管部署について、監査の着眼点に沿って監査を行った結果、公の施設の管理に係る出納その他の事務処理については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次に述べるように、是正、改善等を要する事項が見受けられたので、適切な事務の執行に努められたい。

（指摘事項）

（ア）売上金の取扱いについて

現金のチェック体制や入金サイクルについて仕様書やマニュアルで定められた取扱いとの整合性が取れておらず、一部適切ではない事務処理が見受けられた。

適正な事務処理を行う体制を徹底させるなど必要な対応をとるよう指導する。